No.284

2018 7

KAWASAKI

川崎南法人会だより

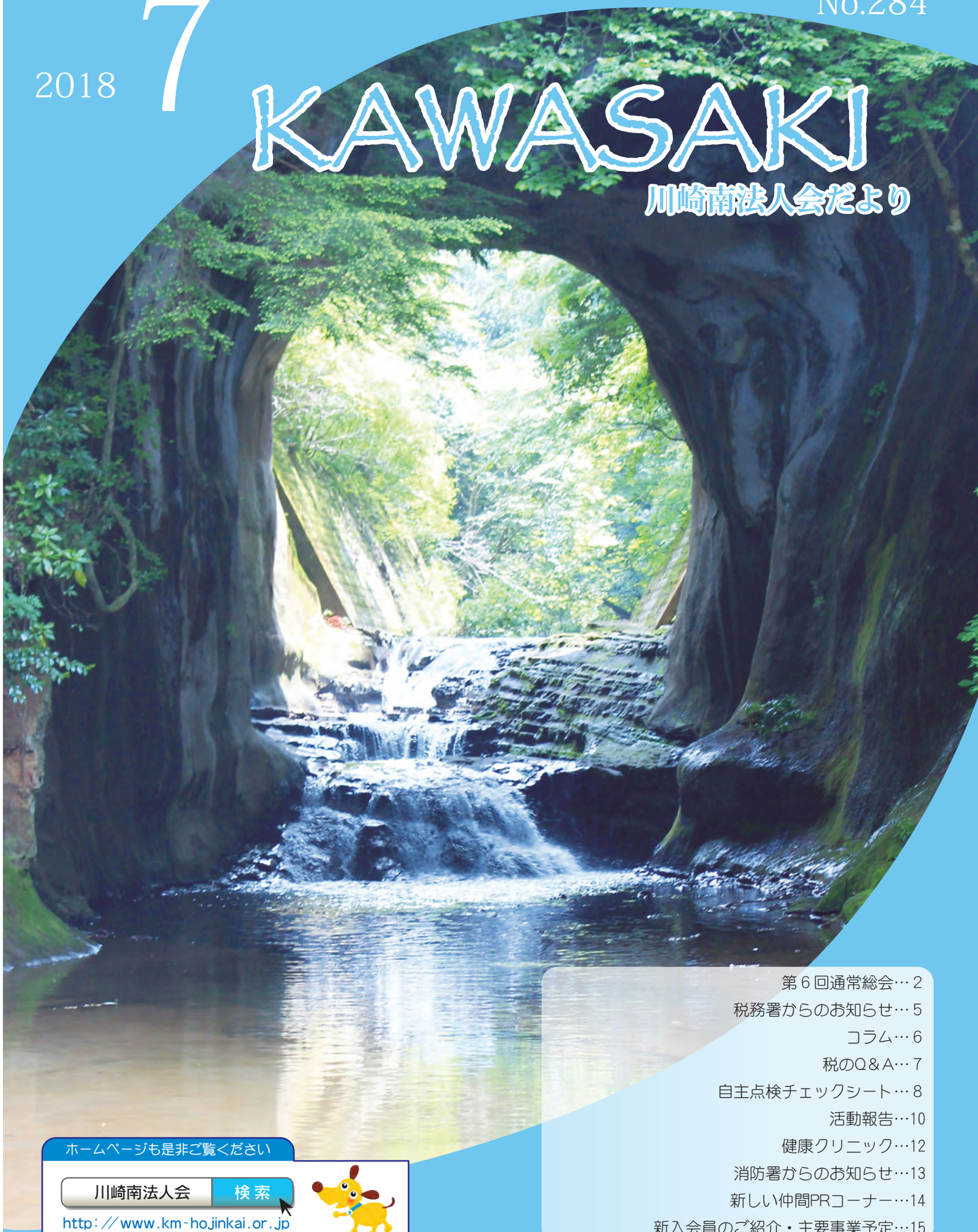

第６回通常総会…２
税務署からのお知らせ…５
コラム…６
税のＱ＆Ａ…７
自主点検チェックシート…８
活動報告…10
健康クリニック…12
消防署からのお知らせ…13
新しい仲間PRコーナー…14
新入会員のご紹介・主要事業予定…15

ホームページも是非ご覧ください

川崎南法人会　検索

http://www.km-hojinkai.or.jp

表紙デザイン：川崎総合科学高等学校
表紙写真：濃溝の滝（バス研修旅行にて）

発行所/公益社団法人川崎南法人会
編集兼発行人/広報委員会

川崎市川崎区宮前町８-15（パールビル３F）
http://www.km-hojinkai.or.jp
Eメール info@km-hojinkai.or.jp
TEL：044-233-4852･8904
FAX：044-245-0023

第6回 通常総会開催

梶川 修司　会長

6 月11日（月）公益社団法人川崎南法人会第 6 回通常総会が川崎日航ホテルにて開催しました。

阿部副会長の開会の挨拶で始まり、梶川修司会長を議長として、石川副会長より決議事項として「平成29年度収支決算報告（含監査報告）承認の件」が報告され、続いて報告事項として①「平成29年度事業報告」②「平成30年度事業計画（案）」③「平成30年度収支予算（案）」が報告され、満場一致で原案どおり可決承認された。

次に平成29年度会員増強の表彰に移り、会長から会員増強にご尽力された方々と受託保険会社に対して、会長から感謝状と記念品が贈呈された。

来賓の挨拶としては、川崎南税務署の中野繁昭署長の祝辞、神奈川県川崎県税事務所の宮下馨所長、東京地方税理士会川崎南支部の支部長代理の橋本光志様からご挨拶をいただきました。

総会前の第 1 部講演会は講師に東京大学先端科学技術研究センター客員教授の御厨貴氏を迎えて「世界の政治と日本」と題して講演を行いました。

講演会講師　御厨 貴 氏

会員増強に伴う感謝状の贈呈

個人の部（順不同）

【金賞】

菊三建設株式会社	中村　光一 様

【銀賞】

株式会社小俣商店	小俣　善久 様

【銅賞】

サツマ工業株式会社	梶川　修司 様
株式会社一心屋	島﨑ハル子 様
株式会社川崎保険センター	小林　剛一 様

【努力賞】

株式会社久保田酒店	窪田隆太郎 様
有限会社龍美社	下村　京子 様
有限会社東亜エンジニヤビルサービス	小山　義信 様
A・M自動車工業株式会社	青木　一孝 様
小山塗料株式会社	小山　宏明 様

団体の部

【金賞】

中央支部 支部長	村田　光良 様
東第 1 支部 支部長	中村　光一 様

【銅賞】

南第 3 支部 支部長	青木　一孝 様

受託保険会社感謝状

大同生命保険株式会社　川崎南営業所 様
AIG損害保険株式会社　横浜営業支店 様
アフラック生命保険株式会社　横浜総合支社 様

個人の部・金賞　中村 光一 様

平成30年度 事業計画書

平成30年４月１日から平成31年３月31日まで

Ⅰ 基本方針

（公益事業の推進）

（１）税知識の普及をはじめとする健全な納税者団体としての公益事業を積極的に推進するとともに、地域企業の発展・地域社会への貢献を高め、会員企業の緊密な交流を通じ、もって公益法人としての社会的使命を果たすことに努める。

（税務行政への協力）

（２）税務当局との連絡協調を保ち、あらゆる機会を通じて納税者と税務当局の間の相互理解の醸成に努め、また、広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、公正な税制と円滑な税務行政に寄与する。

（租税負担の合理化）

（３）中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な税制確立のため、会員の要望意見を徴するとともに、税制の研究に努め、税制改正要望事項の達成を期する。

（経理知識の普及）

（４）企業経営の健全化並びにその発展向上に資するため、当会は経営、経理、労務及び税務に関する講習会、研修会の事業活動を積極的に行うとともに適正な申告の普及と指導に努める。

Ⅱ 重点事項

１　組織関係

（１）本部・支部・部会役員が一丸となり、会員増強運動を推進し、組織の拡大強化を図り目標達成に努める。

（２）支部機能と部会活動の強化をはかることにより、法人会事業への積極的参加を図る。

２ 事業関係

（１）税制・税務会計並びに経理に関する研修会、講習会を開催する。

（２）税務・法律などの無料相談をはじめ、企業経営に役立つ税務・経営・労務・経済等の講演会、セミナー等を開催する。併せて、会員の多様化するニーズに応えるため文化的活動等も行い、共益事業の充実を図る。

（３）公益法人として地域社会に貢献するため、公益事業を行うほか、地域が実施する事業へ協賛・参加する。

３ 福利厚生関係

（１）企業及び経営者のリスクを守るため、様々なテーマで会員向け事業を展開し、経営者大型保障制度の普及推進を図る。

（２）会員企業の経営者・従業員のための生活習慣病の検診を実施する。

４ 広報活動関係

（１）機関誌を通じ、会員との連携を一層密にし、事業参加の意識を高めるとともに、公益法人として積極的な広報に努める。

（２）「ｅ－Ｔａｘ」の普及促進に資するため、役員企業をはじめ会員の利用率向上を図る。

（３）租税教育については、次代を担う小・中学校等の児童・生徒に国や地方公共団体の財政を支える「税」についての関心を高め、その意義・役割について理解を深めてもらうとともに、積極的な実施に努める。

Ⅲ 主要事業計画

１　税知識の普及を目的とする事業（公益１－１）

（１）新設法人説明会
（２）決算法人説明会
（３）租税教室
（４）法人税申告書の見方・書き方研修会
（５）女性部会税務研修会
（６）源泉部会税務研修会
（７）支部税務研修会

２　納税意識の高揚を目的とする事業（公益１－２）

（１）税の絵はがきコンクール
（２）納税表彰式
（３）「税を考える週間」広報活動
（４）川崎市民祭り租税教育活動
（５）税に関する作文の表彰
（６）機関誌による税情報の発信
（７）幸区民祭り租税教育活動

３　税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業（公益１－３）

（１）法人会全国大会
（２）公益財団法人会全国法人会総連合税制セミナー
（３）三者会議
（４）全国青年の集い
（５）全国女性フォーラム

４　地域企業の健全な発展に資する事業（公益２）

（１）実務経理セミナー
（２）初級簿記講習会
（３）パソコン講習会
（４）研修会セミナー
（５）インターネットセミナー
（６）青年経営者のための実務セミナー
（７）無料税務・法律相談

５　地域社会への貢献を目的とする事業(公益３)

（１）県連森林再生事業
（２）米海軍第七艦隊音楽隊コンサート
（３）健康セミナー
（４）救急救命講習会

６　会員の交流及び福利厚生に資するための事業（共益）

（１）新年賀詞交歓会
（２）支部ゴルフ大会
（３）本部施設見学会
（４）部会施設見学会
（５）支部企業交流会
（６）部会企業交流会
（７）理事・委員会・委員
（８）会員増強活動
（９）支部報告会
（10）経営者大型保障制度の普及推進
（11）ビジネスガードの普及推進
（12）がん保険制度の普及推進
（13）貸倒保険制度の普及推進
（14）成人病診断事業
（15）総合火災共済
（16）福利厚生共済
（17）一般社団法人神奈川県法人会連合会税制問題研究会

平成30年度 正味財産増減計算予算書

平成30年４月１日から平成31年３月31日まで

（単位：円）

科目	本年度予算	前年度予算	増減
Ⅰ．一般正味財産増減の部			
ⅰ．経常増減の部			
(ⅰ)経常収益			
1．特定資産運用益	**10,000**	**10,000**	**－**
(1)特定資産受取利息	10,000	10,000	－
(2)特定資産受取賃借料			
2．受取会費	**27,000,000**	**27,660,000**	**△ 660,000**
(1)正会員受取会費	25,900,000	26,700,000	△ 800,000
(2)特別会員受取会費			
(3)賛助会員受取会費	1,100,000	960,000	140,000
3．事業収益	**4,337,200**	**5,167,200**	**△ 830,000**
(1)研修会事業収益	503,200	418,200	85,000
(2)成人病検診事業収益	420,000	440,000	
(3)共済保険代理事業収益	1,100,000	1,100,000	－
(4)会員親睦事業収益	2,314,000	3,209,000	△ 895,000
4．受取補助金	**18,083,300**	**17,636,300**	**447,000**
(1)全法連補助金			－
(2)都道府県補助金	1,500,000	1,500,000	－
(3)全法連助成金振替額	16,583,300	16,136,300	447,000
5．受取負担金	**55,000**	**47,000**	**8,000**
(1)青年部会員担金	55,000	47,000	8,000
6．雑収益	**950,060**	**1,060,040**	**△ 109,980**
(1)受取利息	60	40	20
(2)広告料収益	300,000	470,000	△ 170,000
(3)雑収益	650,000	590,000	60,000
経常収益計	**50,435,560**	**51,580,540**	**△ 1,144,980**
(ⅱ)経常費用			
1．公益目的事業	**31,680,452**	**31,606,876**	**73,576**
①税関連を目的とする事業	**20,568,791**	**21,153,808**	**△ 585,017**
給料手当	8,102,500	8,395,200	
退職給付費用	340,305	350,595	
福利厚生費	1,194,540	1,206,810	
旅費交通費	929,810	1,117,595	
通信運搬費	734,950	614,970	
減価償却費	75,175	76,320	
消耗什器備品費	23,150	43,884	
消耗品費	884,480	837,598	
修繕費	67,135	62,010	
印刷製本費	2,179,600	2,332,100	
光熱水料費	81,951	88,722	
賃借料	902,831	902,800	
事務所管理費	219,459	219,600	
会場費	319,000	343,000	
保険料	79,617	83,519	
諸謝金	1,353,280	1,335,280	
租税公課	－	－	
会議費	118,000	92,000	
委託費	1,771,800	1,784,600	
事務委託費	179,644	190,800	
支払負担金	443,000	473,000	
広告宣伝費	24,076	24,804	
新聞図書費	44,448	47,700	
リース料	259,280	335,331	
支払手数料	194,460	166,950	
雑費	46,300	28,620	
②地域企業の健全な発展に資する事業	**6,315,127**	**6,034,164**	280,963
給料手当	2,275,000	2,164,800	
退職給付費用	95,550	90,405	
福利厚生費	335,400	311,190	
旅費交通費	101,400	98,805	
通信運搬費	84,500	75,030	
減価償却費	21,107	19,680	
消耗什器備品費	6,500	11,316	
消耗品費	178,800	135,502	
修繕費	18,850	15,990	
印刷製本費	26,000	36,900	
光熱水料費	23,010	22,878	
賃借料	203,507	203,500	
事務所管理費	49,468	49,500	
会場費	199,000	129,400	
保険料	22,355	21,473	
諸謝金	2,157,400	2,157,400	
租税公課	－	－	
会議費		－	
委託費	307,200	285,600	
事務委託費	50,440	49,200	
支払負担金		－	
広告宣伝費	6,760	6,396	
新聞図書費	12,480	12,300	
リース料	72,800	86,469	
支払手数料	54,600	43,050	
雑費	13,000	7,380	
③地域社会への貢献を目的とする事業	**4,796,534**	**4,418,904**	377,630
給料手当	1,907,500	1,812,800	
退職給付費用	80,115	75,705	
福利厚生費	281,220	260,590	
旅費交通費	172,700	180,105	
通信運搬費	130,850	122,830	
減価償却費	17,698	16,480	
消耗什器備品費	5,450	9,476	
消耗品費	249,040	187,522	
修繕費	15,805	13,390	
印刷製本費	151,800	200,900	
光熱水料費	19,293	19,158	
賃借料	203,507	203,500	
事務所管理費	49,468	49,500	
会場費	425,600	246,600	
保険料	18,744	18,053	
諸謝金	539,000	539,000	
租税公課	－	－	
会議費	60,000	60,000	
委託費	289,600	228,800	
事務委託費	42,292	41,200	
支払負担金		－	
広告宣伝費	5,668	5,356	
新聞図書費	10,464	10,300	
リース料	61,040	72,409	
支払手数料	45,780	36,050	
雑費	13,900	9,180	
2．収益事業等	**11,384,415**	**12,035,992**	**△ 651,577**
④会員の交流に資するための事業	**11,384,415**	**12,035,992**	**△ 651,577**
給料手当	2,887,500	2,886,400	
退職給付費用	121,275	120,540	
福利厚生費	425,700	414,920	
旅費交通費	312,500	340,540	
通信運搬費	216,250	209,976	
減価償却費	26,790	26,240	
消耗什器備品費	8,250	15,088	
消耗品費	692,400	596,336	
修繕費	23,925	21,320	
印刷製本費	894,000	510,200	
光熱水料費	29,205	30,504	
賃借料	270,109	270,100	
事務所管理費	65,658	65,700	
会場費	267,840	243,840	
保険料	28,373	28,628	
諸謝金	26,000	27,000	
租税公課	－	－	
会議費	3,387,000	3,433,600	
委託費	1,295,000	2,382,000	
事務委託費	64,020	65,600	
支払負担金	140,000	140,000	
広告宣伝費	8,580	8,528	
新聞図書費	15,840	16,400	
リース料	92,400	115,292	
支払手数料	69,300	57,400	
雑費	16,500	9,840	
3．管理費	**8,137,964**	**7,731,088**	406,876
給料手当	2,327,500	2,340,800	
退職給付費用	97,755	97,755	
福利厚生費	343,140	336,490	
旅費交通費	118,100	122,755	
通信運搬費	401,450	396,130	
減価償却費	21,595	21,280	
消耗什器備品費	6,650	12,236	
消耗品費	110,980	86,242	
修繕費	19,285	17,290	
印刷製本費	231,600	244,900	
光熱水料費	23,541	24,738	
賃借料	270,110	270,100	
事務所管理費	65,659	65,700	
会場費	235,000	370,000	
保険料	22,871	23,327	
諸謝金	330,000	330,000	
租税公課	－	－	
会議費	1,056,000	1,182,500	
委託費	－	－	
事務委託費	51,604	53,200	
支払負担金	304,000	328,000	
支払寄付金	100,000	100,000	
渉外慶弔費	300,000	310,000	
諸会費	322,000	311,000	
広告宣伝費	6,916	6,916	
新聞図書費	12,768	13,300	
リース料	74,480	93,499	
表彰費	－	－	
貸倒損失	697,400	－	
支払手数料	574,260	564,950	
雑費	13,300	7,980	
経常費用計	**51,202,831**	**51,373,956**	**△ 171,125**
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 767,271	206,584	
基本財産評価損益等			
特定資産評価損益等			
投資有価証券評価損益等			
評価損益等計	－	－	
当期経常増減額	**△ 767,271**	**206,584**	
ⅱ．経常外増減の部			
(ⅰ)経常外収益			
経常外収益計	**－**	**－**	
(ⅱ)経常外費用			
(法人税及び住民税)	－		
経常外費用計	**－**	**－**	
当期経常外増減額	**－**	**－**	
他会計振替額			
税引前当期一般正味財産増減額	**△ 767,271**	**206,584**	**△ 973,855**
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	－
法人税等調整額	－		－
当期一般正味財産増減額	**△ 837,271**	**136,584**	**△ 973,855**
一般正味財産期首残高	87,431,050	87,288,889	142,161
一般正味財産期末残高	86,593,779	87,425,473	△ 831,694
Ⅱ　指定正味財産の部			
受取補助金等	16,583,300	16,136,300	447,000
全法連助成金	16,583,300	16,136,300	447,000
一般正味財産への振替額	△ 16,583,300	△ 16,136,300	△ 447,000
一般正味財産への振替額	△ 16,583,300	△ 16,136,300	△ 447,000
当期指定正味財産増減額	－		
指定正味財産期首残高	－		
指定正味財産期末残高	－	－	
Ⅲ　正味財産期末残高	**86,593,779**	**87,425,473**	**△ 831,694**

大法人について e-Taxが義務化されます!!

平成30年度税制改正において「電子情報処理組織による申告の特例」（以下「e-Tax義務化」といいます。）が創設されたことに伴い、一定の法人の方々の申告方法がe-Taxに限定されます。

また、e-Tax義務化とともに、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めることとされており、こうした施策を順次実施していくこととしております。

«e-Tax義務化の概要»

<対象税目>

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税

(注) 地方税の法人住民税及び法人事業税についても、電子申告が義務化されます。

<e-Tax義務化の対象となる帳票等>

申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全て

<対象法人>

① 内国法人のうち事業年度開始の時において資本金の額等が１億円を超える法人
② 相互会社、投資法人及び特定目的会社
※ 消費税及び地方消費税の場合は上記法人に加え、国・地方公共団体が対象

<対象手続>

確定申告書、中間（予定）申告書、修正申告書及び還付申告書

<施行期日>

平成32年(2020年)４月１日以後開始する事業年度（課税期間）について適用
※ 決算期変更などがなければ、平成33年(2021年)３月期から適用

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

e-Taxホームページアドレス **http://www.e-tax.nta.go.jp**

e-Tax 検索

平成30年４月
東京国税局

直「勘」力を鍛えよう！

（株）アルティスタ人材開発研究所代表
玄間千映子

他国よりもはるかに“人間力”重視の日本も、将棋も囲碁もＡＩとの負けが続く昨今では、やはりコンピュータには勝てないのかと、だんだん弱気になってくるというものです。ところが先日の勝負では、藤井七段がＡＩに勝ちました。こうなると俄然元気になってくるのもまた人間。ひょっとして人間も、まだまだＡＩに勝負できるのかもしれない、と思わせてくれました。

そこで、それを日常の仕事の中で実感することを考えてみましょう。例えば駅の自動改札。現在、大きな駅ではJRのSUICAのような自動改札システムが導入されています。自動改札になったら無人化でもよさそうなものですが、他地域からの往来の激しい東京や大阪などの改札では、改札に改札案内者が立っています。実は、こういう仕事がＡＩ・ＩＴの生産性を上げるには欠かせないのです。

詳しく眺めてみましょう。駅の仕事には、運賃精算に加えて、乗り場や乗り換えの確認、所要時間の確認、乗客の安全、車両との連携等々、実にたくさんの仕事があり、その中でＡＩ・ＩＴに取って代わられたのは「正しい切符で入場しているか」「正しい運賃で出場しているか」の判断と、「運賃精算」の仕事だけ。その他は、まだまだ人の側に残っています。なぜ残っているかというと、人との関わりが外せないからです。

運賃は規則で決められますが、その他のことは全て乗客側とのやりとりで決まること。インターネットが使えても、的確な検索ワードが思いつかないと期待した情報にはたどり着けないのと同じで、自分の行動に迷いがあるときには、誰に何を尋ねたらよいのか分からずウロウロしてしまうのが、人なのです。

折角の自動改札機。自動改札機の目的は、大量の切符の正しさを処理することですから、改札付近でウロウロする人が溢れたら機械の能力も発揮できません。

そこで、大きな駅では機械の能力発揮と人の利便の調整役として、改札案内者の登場となるのです。ところでこの案内者、それなりのしっかりした知識が無いとやはり多くの人をさばくことはできず、それにはやはり改札業務で培った経験は強みになります。

このようにＡＩ・ＩＴが登場すると、担当業務の主軸が変わったり、いくつもの調整業務をまとめて担うということにはなりますが、それまでその業務で培った経験は十分活かすことができるのです。

現実の社会は、当然ながら“人間が主体”です。特に、安全・安心に関心の強い日本社会では、その傾向が強いというもの。ＡＩ・ＩＴが登場すると、それらの能力向上と共に人間の仕事が無くなってしまうのではないかと話題になりますが、それらはある種の脅しにしか過ぎません。機械の能力発揮には、人の利便の調整役はますます不可欠になるのです。

そういう場面でも存分に力を発揮するには、相手の不便さに常に心を寄せること。相手の心の揺れや迷いを足がかりに、相手の必要性と満足から“仮説を立てる勘”を鍛えることが肝心です。

筆者紹介

玄間千映子（げんま・ちえこ）

㈱アルティスタ人材開発研究所代表。國學院大学卒。米インマヌエル大学大学院卒後、米スタンフォード大学ビジネススクール修了。財団法人日本船舶振興会（現日本財団）役員、国会議員各秘書を経て1994年に前身の㈲アルティスタを設立し代表に。2006年現社名に改組。日本経済大学大学院非常勤講師、（一社）水底質浄化技術協会監事などを兼任。著書に「ジョブ・ディスクリプション一問一答」「リストラ無用の会社革命」など。

親の自宅を増改築…親に贈与税？

税理士・CFP® 越　智　浩

Q. 親の自宅を子が資金を出して増改築。

今秋、N県勤務から東京本社勤務となる予定です。これを機会に、３年前に父を亡くしてひとり暮らしの母乙と、築30年の親の自宅：木造２階建一軒家（父死亡時に、母乙が土地・家屋ともすべて相続）を増改築して、私Ａの家族とともにいっしょに暮らすつもりです。やはり東京から離れて暮らす弟や妹も母の面倒をよろしくと言って、了承してくれました。

母も満75歳に近く、増改築資金の1,200万円は、私Ａが全額負担するつもりです。この場合、税務上、何か問題となることはありますか？

ちなみに、増改築前の家屋の固定資産税評価額は200万円、価額（取得価額から減価の額控除後の取得費）は300万円です。

A. 母に贈与税、あるいは、譲渡所得税。

親の面倒をみるため、介護するため、あるいは、老朽化した実家を二世帯化して同居するため、または、都会の地価高・住宅手狭事情などの経済的・現実的理由により、親の自宅を建て替えるか、増改築して子がいっしょに暮らすというケースは多々ある。最近では、要件が厳しくなった相続税の『特定居住用宅地等の小規模宅地』特例の適用要件を満たすためという副次的な理由もある。いずれにしても、当事者にとっては、互いに足りないところを親子間で援助し合うというごく自然な気持ちであろう。ところが、税法的には厄介な問題を抱え込むことになる。今回のケースは、増改築して老親と同居する場合に、家屋の持ち主である老親に代わって子が増改築資金を全額負担したときに、どのような課税関係が生じるかということである。

民法第242条では、「不動産の所有者は、その不動産に従として付合した物の所有権を取得する。ただし、権原によってその物を付合させた他人の権利を妨げない」と規定している。この条文を上記ケースにあてはめてみると、増改築した部分が建物として独立した構造を有していない場合、増改築部分の所有権は建物の所有者に帰属する。つまり、母の物に付け足した物は母のものということになる。これに基づいて、税務上、母乙は増改築費用を全く支払わずに無償で増改築部分を取得したということで、子Aから増改築費用に相当する資金1,200万円の贈与を受けたもの（相続税法第9条）とみなして贈与税（＝315万5千円）が課されることになる。厄介である。

そこで、これは重課であるし、また、財産の無償移転が子から親へという通常とは逆の流れなので、このような贈与税の課税関係が生じないように、実務的には、①民法第248条の償金請求権に基づいて親子間で増改築費用を精算するか、あるいは、②子が負担した増改築費用に相当する建物の持分を親から子へ移転して、親子共有の不動産登記をすることになる。

上記ケースにおいて、②を採用した場合の子Aに移転する持分は、

子Aの負担金額/(増改築前の価額＋増改築費用)＝1,200万円/(300万円＋1,200万円)＝ 4/5

となるので、増改築後に母乙の持分１/５、子Aの持分４/５とする共有持分登記をする。これにより、贈与及び贈与税の問題は生じない。

ただし、この共有持分登記は、母乙が持分４/５を子Aに譲渡したことになるので、今度は、母乙へ譲渡所得税が課せられることになる。つまり、母乙は増改築前の持分４/５を240万円（＝300万円×４/５）で子Aに譲渡し、1,200万円×１/５（増改築後の持分）＝240万円の増改築費用をみずから捻出したと考えることができる。今回は結果として、譲渡収入金額240万円－取得費240万円＝譲渡所得０円となり、譲渡所得税の納税はない。

以上のように、建物等の増改築においては、親子間であれ、また、夫婦間であれ、誰が資金を出したのか曖昧になるケースが多い。贈与の問題のみならず、貸し借りの証という意味においても、資金の出し手とその結果を明らかにしておくことが必要である。

企業の皆様

法人会 自主点検チェックシートを活用していますか?

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に
（法人会 自主点検チェックシート）と記入することができます。

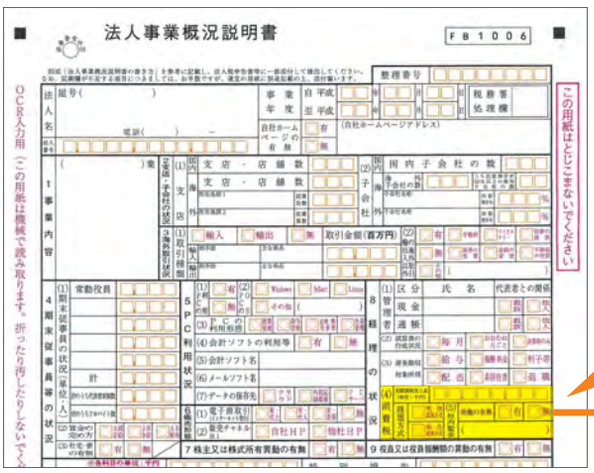
法人事業概況説明書

FB1006

1. 平成30年4月1日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、〈表面〉に8.（5）「社内監査」欄が新たに設けられました。

「社内監査」欄には、各種チェックシート等を活用した社内監査実施の有無を記入します。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、社内点検を実施した場合には、右記のように記入してください。

(5) 社内監査	実施の有無	○ 有	○ 無
	（		）

2. また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17.「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

（記入例）

17 加入組合等の状況	
	（役職名）
	⋮

法人会の会員であることをご記入ください。

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。

自主点検チェックシートの概要は、裏面をご覧下さい。

自主点検チェックシートとは？

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック（国税庁後援）」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。

○　点検項目チェック表

Ⅱ　貸借関係（資産科目）

科目等		点検項目	点検欄 9/30	3/31	／	／
現預金 小切手 受取手形	12	手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	13	現金、小切手による高額又は予定外（緊急）の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	14	預金（通帳）と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	15	受取手形の現物と補助簿（受取手形記入帳）は定期的に照合されていますか。	なし	なし		
売掛金 未収金	16	補助簿（売掛一覧表）と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○		
	17	残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18	回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	X		
	19	入金条件（決裁日、決裁手段）に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

○　点検結果記入表
（　3月　31日点検分）

点検担当者：　法人　太郎

点検担当者記入欄		代表者記入欄
項目番号	点検結果	改善方針
	確認したところ遅延が１件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で 83 の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を 40 項目選定した「入門編」もあります。

会社の規模や業種・業態によって当てはまらない項目もあるので、その場合には、「なし」と記入してください。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナーからダウンロードできます。
また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご活用ください。

お問い合わせ先
公益社団法人 川崎南法人会
よき経営者をめざすものの団体・それが法人会です
〒210-0012　川崎市川崎区宮前町８－15（パールビル３階）
電　話　044（233）4852㈹
ＦＡＸ　044（245）0023
http://www.km-hojinkai.or.jp

3/23　女性部会　年度末研修会
於：サンピアンかわさき

4/12　源泉部会　研修会
「源泉徴収事務・基本編」於：川崎南税務署

4/17～10日間　初級簿記講習会
於：川崎市産業振興会館

4/26　第1回　理事会
於：川崎日航ホテル

5/8　青年部会　報告会
於：川崎市産業振興会館

5/11　源泉部会　研修会
「給与所得の源泉徴収事務」於：川崎南税務署

5/15　源泉部会　報告会
於：サンピアンかわさき

5/22　女性部会　報告会
於：サンピアンかわさき

5/18　日帰りバス研修旅行　１号車
春の南房総「濃溝の滝とびわ狩り」

5/22　社員研修講座 「“おもてなし力”向上接客術」
於：サンピアンかわさき

5/18　日帰りバス研修旅行　２号車

5/18　日帰りバス研修旅行　３号車

7つの間違い探し

＊右の絵と左の絵には相違点が７か所あります。
見つかりますかな？（答えは13頁にあります）

[作者紹介]
神谷一郎（かみや・いちろう）　イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大法学部卒後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第４回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアックサイバー」（グラフィック社刊）。

ここまで進んだ内視鏡治療

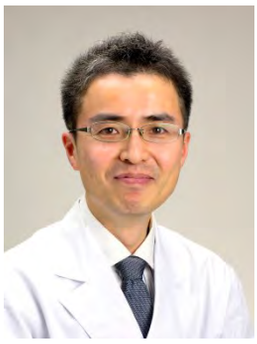

大腸がんと胃がんの内視鏡治療

川崎幸病院
消化器内科部長
内視鏡センター長
がん治療センター副センター長

大前 芳男 先生

日本人の死亡原因の第１位はがんです。その中でも大腸がんと胃がんになる方が多く、2016年のデータでは大腸がんが第２位、胃がんが第３位となっています。

しかし、日々医療は進歩しており、現在では胃がんも大腸がんも早期であれば治る病気となりました。しかも粘膜内にとどまっている場合は、胃や大腸を切除しなくても、内視鏡で粘膜を切除するだけで治すことができます。

早期胃がんの治療　～内視鏡的粘膜下層剥離術（ＥＳＤ）～

以前は、内視鏡で治療できる早期胃がんは、大きさが2cm以下の病変のみでした。

しかし内視鏡機器の進歩により、現在は粘膜内の胃がんであれば、大きなものでも胃を切除せずに治療することが可能になりました。その治療方法が「内視鏡的粘膜下層剥離術」です。

５層ある胃壁の上から２番目の「粘膜下層」にヒアルロン酸を注入して病変部を盛り上げ、内視鏡の先端部から電気メスを出し、削ぐように病変部を切除します。胃の壁の表層をはぎ取る（剥離する）だけなので、胃も小さくならず、治療前と同じように食べることができます。

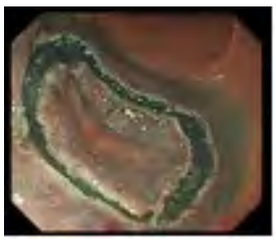

電気メスでがんの周囲をマーキングし、それに沿って全周を切開し粘膜下層を剥離して一括切除します。

早期大腸がんの治療　～拡大内視鏡を用いた内視鏡治療～

大腸の壁は胃の壁よりも薄く、腸に穴が開く危険性が高いと言われていますが、内視鏡機器の進歩により、現在は早期大腸がんにも内視鏡的粘膜下層剥離術（ＥＳＤ）が行われています。

大腸は胃と違い、粘膜に炎症が起きている方が少ないため、大腸ポリープの表面の模様を拡大して見ることにより悪性かどうか診断することができます。悪性の場合、分割切除すると再発し手術が必要となる可能性もあるため、悪性が疑われる場合は、ＥＳＤにより一括切除しています。

医学の進歩により胃がんも大腸がんも早期発見すれば、治る病気となりました。
早期発見が重要であり、そのためには、定期的な内視鏡検査をおすすめします。

第二川崎幸クリニック

消化器内科

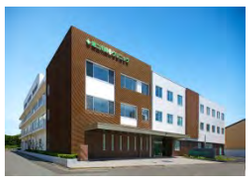

（受診予約）

☎：044-511-2112

川崎市幸区都町39-1

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
午前	猪熊 顕之	藤原 裕之	堀野 誠	大前 芳男	谷口 文崇	南 達也
	岡本 法奈	森重 健二郎	塚本 啓祐	高畑 彩子	圓地 眞知子	
午後	粟田 裕治	武田 剛志	菊岡 良考	星岡 賢英	高畑 彩子	
	星岡 賢英	野村 聡	十倉 淳紀	※渡辺 昌則	圓地 眞知子	

※第１・３・５週診療

第３６回川崎消防団ポンプ操法大会が開催されました！

平成３０年６月３日（日）、川崎区富士見１丁目の川崎競馬場・正門駐車場の敷地内で、第３６回川崎消防団ポンプ操法大会が開催されました。当日は天候に恵まれ、さわやかな空のもと、５つの分団から選ばれた精鋭各４名が、日頃の訓練の成果を発揮し合う熱い大会となりました。

今回は、髙野新川崎消防団長での、初の操法大会となりましたが、各団員の皆さんは新消防団長のもと一致団結し、日頃の訓練の成果を発揮されました。

髙野　好夫
新川崎消防団長

各分団旗が集結しての選手宣誓
第１分団　吉住班長

優勝した第３分団による放水
指揮者　高橋班長

消　防　団　員　募　集　中！

皆さんのちからで　大切なまちや家族を守りましょう

熱中症を予防して元気な夏を！

昨年、川崎市内では熱中症で２９４人の方が救急搬送されています。

これから夏に向けて熱中症になる人が増えてきますので、熱中症の予防ポイントをご紹介します。

熱中症を予防するポイント

○室温２８℃を越えないように、エアコンや扇風機を上手に使いましょう！
○こまめに水分・塩分補給を！
○体を締めつけない涼しい服装を！
○無理をせず適度に休憩を！

【お問い合わせは　川崎消防署　０４４－２２３－０１１９まで】

間違い探しの答：①飛行機　②女性のボンボンの「ひだ」　③雲　④女性のえり　⑤男性の海パンの長さ　⑥クラゲの脚　⑦イルカ

有限会社山口板金工業

代表取締役　山口　雄一

〒210-0846　川崎市川崎区小田３－23－19
TEL：044－333－6420　　FAX：044－344－6495
Email：yamaguchibankin@bird.ocn.ne.jp

業種：建築板金業

70年以上、地元川崎で地域と密着しつつ工場及び一般住宅の屋根や外壁工事をしております。
現在は若手も多く従業員一同お客様の気持ちになって安全かつ親切で丁寧な工事を心掛けております。

新築及び改修工事など屋根や外壁で
何かありましたら
お気軽にご相談くださいますよう
お願いいたします。

新入会員紹介 新しい仲間 PRコーナー

株式会社イズミハイクオリティー

代表取締役　泉川　寛之

〒210-0834　川崎市川崎区大島２－３－５
TEL・FAX：044－281－8538
Email：izumi-hq@sky.hi-ho.ne.jp

弊社は外壁補修と防水を見積もりから施行まで自社で行う為、他社より安価で施工出来ます。一級建築施工管理技士、防水一級技能士も多数在籍しているため、自信を持って工事をさせて頂いております。

漏水等住宅のトラブルが
ございましたら
お気軽にご相談ください。

新入会員のご紹介

（平成30年４月１日～平成30年５月31日）

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
中央	㈱リビングワークス	長谷川　野歩	本町1-9-8-201	内装業	ＡＩＧ損害保険㈱
東	㈱新己組	新垣　彩香	殿町2-6-21-201	建築事業	ＡＩＧ損害保険㈱
幸	荒武昇工㈱	荒武　博昭	戸手1-3-12-1	機械器具設置業	ＡＩＧ損害保険㈱
中央	㈲地球堂	山本　玲子	宮本町5-1 パシフィックパレス501	編集	事務局
南	㈱大松	大熊　榮子	小田3-17-4	電子部品製造販売	ＡＩＧ損害保険㈱
幸	㈱Ｋライフ	中塚　佳	古市場1808-5 サンライズなかつか102	リフォーム工事	大同生命保険㈱
中央	㈲オールドネイビー	橋本　剛	池田1-2-15 アドヴァンス川崎101	二輪用品製造・販売・卸	大同生命保険㈱
幸	㈱元匠	小田切　みな子	南加瀬1-7-10-315	管工事	ＡＩＧ損害保険㈱
幸	㈲幸栄防災	小胎　雄二	南加瀬4-13-29	防災設備工事	ＡＩＧ損害保険㈱
幸	㈱トライアングル	佐藤　靖史	南幸町2-62-2-601	内装業・リフォーム	㈲大仁

川崎南法人会　主要事業予定

30年7月

4日（水）
●第２回　広報委員会
会　場：アルバトロス
時　間：16：30～17：30

5日（木）
●決算法人説明会
講　師：川崎南税務署担当官　他
会　場：川崎南税務署
時　間：13：30～16：30

6日（金）
●第１回　組織委員会
会　場：モナリザン
時　間：17：00～18：00

9日（月）
●青年部会　研修会
会　場：サンピアンかわさき
時　間：17：30～18：30

11日（水）
●社員研修講座
テーマ：「雑学力」習得研修
講　師：風土刷新コンサルタントオフィスハセガワ
　　主宰　長谷川　孝幸　氏
会　場：カルッツかわさき
時　間：14：00～16：00

12日（木）
●東支部合同　正副支部長会
会　場：煌蘭
時　間：18：00～19：00

18日（水）
●中央支部　正副支部長会
時　間：17：00～18：00

19日（木）
●第１回　税制委員会
会　場：教育文化会館
時　間：11：00～12：00

21日（土）
●県連主催「成長の森」下草刈
場　所：南足柄市内山

23日（月）
●幸支部合同　正副支部長会
会　場：煌蘭
時　間：18：00～19：00

25日（水）
●租税教室＆映画鑑賞会
会　場：サンピアンかわさき
１　部：租税教室
時　間：13：00～13：45
２　部：映画鑑賞会
　　（怪盗グルーのミニオン大脱走）
時　間：14：00～15：40

26日（木）
●新設法人説明会
講　師：川崎南税務署担当官　他
会　場：川崎南税務署
時　間：13：30～16：00

27日（金）
●南支部合同　正副支部長会
会　場：昭和電工　大島クラブ
時　間：17：00～18：00

8月

7日（火）
●決算法人説明会
会　場：川崎南税務署
時　間：13：30～16：30

20日（月）
●第２回　事業研修委員会
会　場：カルッツかわさき
時　間：15：00～16：00

23日（木）
●決算法人説明会会
会　場：サンピアンかわさき
時　間：14：00～15：00

●源泉部会　研修会・講演会
テーマ：「最近の源泉所得税の事例について」
講　師：川崎南税務署　法人課税第２部門
テーマ：「筆跡診断」
講　師：筆跡診断士　芳田　マサヒロ　氏
会　場：サンピアンかわさき
時　間：15：00~17：30

25日（土）～27日（日）
●第25回　かわさきロボット競技大会
会　場：川崎市産業振興会館
予　選：25日(土)　8：00～18：00
決　勝：26日(日)　8：30～18：00

生活習慣病健診のお知らせ…

平成30年　法人会秋の生活習慣病健診の日程が決まりました。

健診日：平成30年９月11日(火)・12日(水)２日間（受付時間9：30～11：00）
場　所：川崎市産業振興会館　幸区堀川町66－20

詳細は後日、会員様に郵送してご案内いたします。
まだ法人会の生活習慣病健診をお受けになられていない方はこの機会に是非どうぞ。

● 税務無料相談 ●

相談日

毎週火曜日　午後１時～３時
７月の相談日／３日㈫、10日㈫、17日㈫、24日㈫
８月の相談日／７日㈫、21日㈫、28日㈫
相談については、事前に事務局までご連絡ください。

場所

公益社団法人 川崎南法人会事務局 ☎044-233-4852
川崎区宮前町8-15　パールビル3F（宮前町バス停前）

● 法律無料相談 ●

相談日

ご希望の日程、時間をお知らせください
お気軽にご相談ください

場所

横浜綜合法律事務所
横浜市中区日本大通り 横浜情報文化センター11F
相談については事前に事務局までご連絡ください。
（☎ 044-233-4852）

サービス開始

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

ネット医療相談サービスのご案内

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先（株式会社メディカルノート）が提供します。

病気や身体のことを気軽に相談できる専門医はいますか？

例えばこのようなとき…

痛みが長続きしている

健康診断の結果を見てもよくわからない

病院選びの基準がわからない

家族の体調が心配

プロの医療チームがあなたをサポートします！

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、おひとり様月1件のご相談まで無料で利用いただけます。

- 納得いくまで何回でも追加質問できます。※
- 24時間いつでも相談可能です。
  （回答には3～24時間程度かかります）

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円（月額・税込）になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

ご利用はこちらから

【お問い合わせ】株式会社メディカルノート　support@medicalnote-qa.jp

Medical Note

本サービスは、アフラックの提携先である株式会社メディカルノートが提供するものです。
お問い合わせは直接同社にお願いいたします。

公益社団法人川崎南法人会々員証

この会員シールを切り取って、法人税確定申告書の別表１の「欄外左下余白」に貼付してください。

e-Tax ご利用の場合は、「法人事業概況説明書」の「16加入組合等の状況」欄に（公社）川崎南法人会と入力してください。